

法人事業拠点区分貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	180,908,532	179,116,395	1,792,137	流動負債	81,297,052	79,002,357	2,294,695
現金預金	155,746,675	155,961,357	△214,682	事業未払金	17,180,989	51,409,836	△34,228,847
事業未収金	25,111,857	23,105,038	2,006,819	未返還金	49,038,108	15,371,484	33,666,624
前払金	50,000	50,000	0	預り金	134,904	179,373	△44,469
固定資産	530,676,253	480,401,374	50,274,879	職員預り金	1,471,724	1,470,044	1,680
基本財産	123,289,424	127,793,989	△4,504,565	賞与引当金	13,471,327	10,571,620	2,899,707
建物	76,503,604	81,010,912	△4,507,308	固定負債	122,723,130	130,753,800	△8,030,670
建物付属設備	39,785,820	39,783,077	2,743	退職給付引当金	122,723,130	130,753,800	△8,030,670
定期預金	7,000,000	7,000,000	0	負債の部合計	204,020,182	209,756,157	△5,735,975
その他の固定資産	407,386,829	352,607,385	54,779,444	純 資 産 の 部			
構築物	672,162	688,567	△16,405	基金	320,039,568	255,248,708	64,790,860
車輛運搬具	1,649,729	2,677,115	△1,027,386	地域福祉振興基金	320,039,568	255,248,708	64,790,860
器具及び備品	2,459,460	3,413,815	△954,355	国庫補助金等特別積立金	26,730,705	29,734,155	△3,003,450
権利	802,984	802,984	0	国庫補助金等特別積立金	26,730,705	29,734,155	△3,003,450
貸付事業等貸付金	772,000	820,000	△48,000	次期繰越活動増減差額	160,794,330	164,778,749	△3,984,419
退職手当積立基金預け金	21,093,660	34,346,880	△13,253,220	次期繰越活動増減差額	160,794,330	164,778,749	△3,984,419
退職給付引当資産	59,572,446	54,243,536	5,328,910	(うち当期活動増減差額)	△9,486,551	△16,392,917	6,906,366
地域福祉振興基金積立資産	320,039,568	255,248,708	64,790,860				
長期前払費用	324,820	365,780	△40,960	純資産の部合計	507,564,603	449,761,612	57,802,991
資産の部合計	711,584,785	659,517,769	52,067,016	負債及び純資産の部合計	711,584,785	659,517,769	52,067,016

# 財務諸表に対する注記

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間定額法による減価償却を実施する。

### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金  
職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。
- ・賞与引当金  
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- ・徴収不能引当金

- ① 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- ② 徴収不能金として計上する額は、毎会計年度末において徴収することが不可能と診断される債権の金額とそれ以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額による。
- ③ 徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収引当金の金額を注記する。

#### (4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

#### (5) 税効果会計

該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う。

### 4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人運営拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）
- (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）
- (4) 法人事業拠点区分におけるサービス区分の内容
  - 法人運営事業
  - 総合福祉センター運営事業
  - 要介護認定調査事業
  - 総合福祉会館運営事業
  - 三瀨総合福祉センター運営事業
  - 田主丸老人福祉センター運営事業
  - 福祉バス運行事業
  - 地域福祉振興基金
  - 退職手当積立基金
  - 貸付事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	81,010,912	0	4,507,308	76,503,604
建物付属設備	39,783,077	3,174,442	3,171,699	39,785,820
定期預金	7,000,000	0	0	7,000,000
合 計	127,793,989	3,174,442	7,679,007	123,289,424

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。  
該当なし
- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。  
該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	245,388,400	168,884,796	76,503,604
建物付属設備	43,214,442	3,428,622	39,785,820
構築物	3,911,400	3,239,238	672,162
車両運搬具	77,677,548	76,027,819	1,649,729
器具備品	16,558,012	14,098,552	2,459,460
無形固定資産	5,764,500	5,764,500	0
合 計	392,514,302	271,443,527	121,070,775

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

地域福祉事業拠点区分貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	33,769,274	25,077,602	8,691,672	流動負債	29,829,489	21,533,554	8,295,935
現金預金	4,851,887	△304,656	5,156,543	事業未払金	4,805,246	6,967,182	△2,161,936
事業未収金	28,915,627	25,382,258	3,533,369	未返還金	19,538,021	9,997,538	9,540,483
立替金	1,760	0	1,760	預り金	0	694,600	△694,600
固定資産	4,378,579	819,241	3,559,338	賞与引当金	5,486,222	3,874,234	1,611,988
その他の固定資産	4,378,579	819,241	3,559,338	負債の部合計	29,829,489	21,533,554	8,295,935
車輛運搬具	3,670,496	0	3,670,496	純 資 産 の 部			
器具及び備品	690,603	819,241	△128,638	次期繰越活動増減差額	8,318,364	4,363,289	3,955,075
長期前払費用	17,480	0	17,480	次期繰越活動増減差額	8,318,364	4,363,289	3,955,075
				(うち当期活動増減差額)	3,955,075	△1,464,565	5,419,640
				純資産の部合計	8,318,364	4,363,289	3,955,075
資産の部合計	38,147,853	25,896,843	12,251,010	負債及び純資産の部合計	38,147,853	25,896,843	12,251,010

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間定額法による減価償却を実施する。

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金  
職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。
- ・賞与引当金  
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- ・徴収不能引当金

- ① 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- ② 徴収不能金として計上する額は、毎会計年度末において徴収することが不可能と診断される債権の金額とそれ以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額による。
- ③ 徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収引当金の金額を注記する。

#### (4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

#### (5) 税効果会計

該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う

### 4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 地域福祉事業拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様

式)

(2) 拠点区分事業活動明細書 (会計基準別紙4)

(3) 拠点区分資金収支明細書 (会計基準別紙3)

(4) 地域福祉事業拠点区分におけるサービス区分の内容

地域福祉活動推進事業

法人後見事業

共同募金配分金事業

ふれあいのまちづくり事業

生活支援体制整備事業

ふれあい福祉相談所事業

ボランティアセンター運営事業

障害者社会参加促進事業

成年後見センター運営事業

福祉人材バンク運営事業

生活福祉資金貸付事業

福祉サービス利用援助事業

生計困難者に対する相談支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。  
該当なし

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。  
該当なし
- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。  
該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
器具備品	4,844,916	4,154,313	690,603
合 計	4,844,916	4,154,313	690,603

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

介護保険事業拠点区分貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	64,559,800	68,361,710	△3,801,910	流動負債	9,223,270	6,153,615	3,069,655
現金預金	44,042,412	52,255,120	△8,212,708	事業未払金	4,222,284	4,067,272	155,012
事業未収金	20,517,388	16,106,590	4,410,798	賞与引当金	5,000,986	2,086,343	2,914,643
固定資産	300,132,345	307,224,128	△7,091,783	負債の部合計	9,223,270	6,153,615	3,069,655
基本財産	91,233,300	96,500,381	△5,267,081	純 資 産 の 部			
建物	84,550,567	87,970,102	△3,419,535	国庫補助金等特別積立金	47,753,844	48,027,253	△273,409
建物付属設備	6,682,733	8,530,279	△1,847,546	国庫補助金等特別積立金	47,753,844	48,027,253	△273,409
その他の固定資産	208,899,045	210,723,747	△1,824,702	その他の積立金	198,064,206	198,655,566	△591,360
車輛運搬具	424,314	1,374,884	△950,570	人件費積立金	11,789,738	11,789,738	0
器具及び備品	3,482,435	2,442,417	1,040,018	修繕積立金	2,348,600	2,348,600	0
権利	229,320	229,320	0	備品等購入積立金	29,846,698	30,438,058	△591,360
ソフトウェア	2,356,585	1,252,800	1,103,785	施設・設備整備積立金	89,319,000	89,319,000	0
退職給付引当資産	4,211,915	6,638,490	△2,426,575	介護保険事業積立金	64,760,170	64,760,170	0
人件費積立資産	11,789,738	11,789,738	0	次期繰越活動増減差額	109,650,825	122,749,404	△13,098,579
修繕積立資産	2,348,600	2,348,600	0	次期繰越活動増減差額	109,650,825	122,749,404	△13,098,579
備品等購入積立資産	29,846,698	30,438,058	△591,360	(うち当期活動増減差額)	△13,689,939	△9,132,658	△4,557,281
施設・設備整備積立資産	89,319,000	89,319,000	0				
介護保険事業積立資産	64,760,170	64,760,170	0				
長期前払費用	130,270	130,270	0	純資産の部合計	355,468,875	369,432,223	△13,963,348
資産の部合計	364,692,145	375,585,838	△10,893,693	負債及び純資産の部合計	364,692,145	375,585,838	△10,893,693

# 財務諸表に対する注記

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間定額法による減価償却を実施する。

### (3) 引当金の計上基準

#### ・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

#### ・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

#### ・徴収不能引当金

① 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を

徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

- ② 徴収不能金として計上する額は、毎会計年度末において徴収することが不可能と診断される債権の金額とそれ以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額による。
- ③ 徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収引当金の金額を注記する。

#### (4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

#### (5) 税効果会計

該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う

### 4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 介護保険事業拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）

(4) 介護保険事業拠点区分におけるサービス区分の内容

居宅介護支援事業

訪問介護事業

通所介護事業

介護予防・日常生活支援総合事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	87,970,102	0	3,419,535	84,550,567
建物付属設備	8,530,279	0	1,847,546	6,682,733
合計	96,500,381	0	5,267,081	91,233,300

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

・担保に供している資産は以下のとおりである。

該当なし

・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	146,134,000	61,583,433	84,550,567
建物付属設備（基本財産）	56,656,500	49,973,767	6,682,733
車両運搬具	20,276,190	19,851,876	424,314
器具備品	15,430,494	11,948,059	3,482,435
無形固定資産	6,879,400	4,522,815	2,356,585
合計	245,376,584	147,879,950	97,496,634

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。  
該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

障害福祉サービス事業拠点区分貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

（単位：円）

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	8,927,859	9,671,492	△743,633	流動負債	530,792	169,024	361,768
現金預金	7,876,269	8,909,442	△1,033,173	事業未払金	295,843	169,024	126,819
事業未収金	1,051,590	762,050	289,540	賞与引当金	234,949	0	234,949
				負債の部合計	530,792	169,024	361,768
				純 資 産 の 部			
				次期繰越活動増減差額	8,397,067	9,502,468	△1,105,401
				次期繰越活動増減差額	8,397,067	9,502,468	△1,105,401
				（うち当期活動増減差額）	△1,105,401	△985,733	△119,668
				純資産の部合計	8,397,067	9,502,468	△1,105,401
資産の部合計	8,927,859	9,671,492	△743,633	負債及び純資産の部合計	8,927,859	9,671,492	△743,633

# 財務諸表に対する注記

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間定額法による減価償却を実施する。

### (3) 引当金の計上基準

#### ・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

#### ・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

#### ・徴収不能引当金

① 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を

徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

- ② 徴収不能金として計上する額は、毎会計年度末において徴収することが不可能と診断される債権の金額とそれ以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額による。
- ③ 徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収引当金の金額を注記する。

#### (4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

#### (5) 税効果会計

該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う。

### 4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 障害者福祉サービス事業拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）

(4) 障害者福祉サービス事業拠点区分におけるサービス区分の内容  
居宅介護事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。  
該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。  
該当なし
- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。  
該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。  
該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。  
該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし